健生食輸発1112第１号
令 和 ８ 年 11月 12日

各検疫所長　殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
（ 公 印 省 略 ）

「令和８年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
（中国産及びメキシコ産ブルーベリーのフロニカミド、ブルガリア産ポルチーニのシペルメトリン並びにベトナム産バナナのアセタミプリド）

標記については、令和８年３月31日付け健生食輸発0331第２号（最終改正：令和８年11月10日付け健生食輸発1110第２号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、中国産及びメキシコ産のブルーベリー並びにイタリアで加工されたブルガリアを原産とする乾燥ポルチーニのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえベトナム産バナナについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

なお、中国産及びメキシコ産のブルーベリーのフロニカミドについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

１．別表第２への追加
・中国産ブルーベリー及びその加工品（簡易な加工に限る。）のフロニカミド
・ブルガリア産ポルチーニ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のシペルメトリン
・メキシコ産ブルーベリー及びその加工品（簡易な加工に限る。）のフロニカミド

２．別表第３への追加
・中国産ブルーベリー及びその加工品（簡易な加工に限る。）のフロニカミド（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「NANTONG YUNGANG TRADING CO.,LTD」であるものに限る。）
・ブルガリア産ポルチーニ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のシペルメトリン（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SALPA SRL DI CAPELLUPO C.&C（イタリア）」であるものに限る。）
・メキシコ産ブルーベリー及びその加工品（簡易な加工に限る。）のフロニカミド（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「AGRO MEXPERT SAPI DE CV」であるものに限る。）

３．別表第３から削除

・ベトナム産バナナ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のアセタミプリド（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「AGRISTAR JOINT STOCK COMPANY」であるものに限る。）